

令和元年5月9日

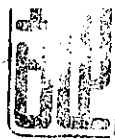
会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会
専務理事 大 西 克 義

産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間の実施について （依頼）

標記につきまして、愛知県環境局長から6月の一か月間を「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」とし、マニフェストや廃棄物処理施設での維持管理が適正に行われているかの一斉立入指導を実施することに対する趣旨理解と啓発及び自主的なパトロールの実施等についても周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

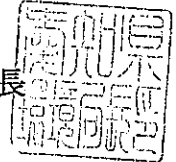
以 上



31循環第210号
令和元年5月7日

一般社団法人愛知県建設業協会会長 様

愛知県環境局長



産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間の実施について
(依頼)

日頃から、産業廃棄物の適正処理推進に御尽力、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本県では、本年度も6月1日(土)から6月30日(日)までを「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」とし、マニフェストの適正な使用や廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底等、産業廃棄物の適正処理の推進を目的として、産業廃棄物の排出事業者及び産業廃棄物処理業者等に対し、一斉に立入指導を実施します。

つきましては、この趣旨を御理解いただき、貴協会会員への周知・啓発及び自主的なパトロールの実施等について、御協力くださいますようお願いいたします。

担 当 資源循環推進課 廃棄物監視指導室
監視グループ(中村)
電 話 052-954-6238(ダイヤルイン)
電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp